

「県政タウンミーティング」会議録

テーマ 「子どもを性被害から守るためには」

日 時 平成26年10月19日（日） 15時から17時まで

場 所 長野県松本合同庁舎（松本市）

目 次

1	開会	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
2	知事 冒頭あいさつ	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
3	意見交換	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
	設問1 「あなたは、子どもの性被害の現状をどうお感じですか？」	・・・・・・・・	P 5
	設問2 「性被害から守る対象としての『子ども』とは、どこまでと考えますか？」	・・・・・・・・	P 14
	設問3 「判断能力が未熟な子どもへの大人の性行為は、子どもの成長発達を見守り、 支援する立場である大人の行動としてどう思いますか？」	・・・・・・・・	P 26
	設問4 「子どもを性被害から守るために何が必要だと考えますか？」	・・・・・・・・	P 35
4	知事 結びのあいさつ	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 43
5	閉会	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 45

進 行 役 内山二郎氏（フリージャーナリスト）

注：発言をした参加者の識別のためアルファベットを付しましたが、意見交換の際に行ったアンケートごとに改めてAから順に付してあります。従って、例えば設問1のAさんと設問2のAさんが必ずしも同じ人物とは限りません。

1 開 会

【広報県民課長 土屋智則】

皆様、大変お待たせをいたしました。本日は、大変早い時間からお越しいただいたご熱心な皆様も多くいらっしゃいます。ありがとうございます。

それでは、ただいまから県政タウンミーティングを開催いたします。意見交換までの進行を務めます、私、長野県広報県民課長の土屋と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日の県政タウンミーティングは、「子どもを性被害から守るためには」ということをテーマにいたしまして、お集まりの皆様と意見交換をしてみたいと存じます。

それでは初めに、長野県知事阿部守一からごあいさつを申し上げます。

2 知事あいさつ

【長野県知事 阿部守一】

皆さん、こんにちは。高いところからすみません。

今日は、県政タウンミーティング、開催いたしましたところ、休日の大変天気の良い午後にごうしてお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

私も知事として2期目が9月1日からスタートをいたしました。第1期に引き続いて、県民の皆様方としっかりと対話をする中で県政を進めさせていただきたいと思っておりますので、どうか引き続きのご協力、ご支援、よろしくお願いいたします。

今日は「子どもを性被害から守るためにはどうすればいいか」ということをテーマに、皆さんとタウンミーティングをしていきたいと思っています。

子どもを性被害から守る、一つは専門委員会の皆さんにいろいろ議論を重ねていただき、報告をいただきました。それを受けて、県民運動を進めてきていただいている県民会議の皆さんの中でも、この専門委員会の提言をどう受けとめて、県民運動をどうしていくかということ議論をいただきました。

あわせて、私たち県庁の中でも、提言を受けて、どういうことが必要なのかということ議論をしてまとめたのが、今日、皆様のところに、お手元にお渡ししています、「子どもを性被害から守るための県の取組み（案）」、これは皆さんのところに行っているんですよ、（注：資料配布しました）であります。

これは、今、まだ案付きではありますけれども、パブリックコメント等を行って、まだパブリックコメントで、どんな意見とどんな意見があったというのは、私、詳細を聞いていませんけれども、必要なことがあれば修正した上で、この（案）をとって進めていきたいと思っています。

今日は内山二郎さんにファシリテーターをやっていただく中で、何というか、一方通行ではない、県民の皆さんと我々県の側とで、できれば向き合って、対立型ではなくて、同じ方向を向いて議論を進めていきたいと思っています。

限られた時間ではありますけれども、ぜひ、子どもたちを守る上で、有意義な議論ができることを心から期待を申し上げて、私の冒頭のあいさつといたしたいと思っております。よろ

しくお願いいたします。

3 意見交換

【広報県民課長 土屋智則】

それでは、この後、意見交換に入ってまいります。なお、今回の意見交換の内容につきましては、お名前などの個人情報を除き、後日、県のホームページに公開させていただきたいと思っておりますので、あらかじめお願いを申し上げます。

本日の意見交換、ただいまも知事からお話しがございましたが、進行役をフリージャーナリストの内山二郎様をお願いしております。

内山様は人権問題、障がい者問題、コミュニケーションやワークショップなどに関する執筆、講演などに取り組むかわら、長野県長寿社会開発センター理事長といたしまして、高齢者の皆様の生きがづくり、健康づくり、社会参加の支援にご尽力されるなど、多方面でご活躍になっておられます。本日はご多忙にもかかわらず、お引き受けをいただきまして大変ありがとうございました。

それでは、内山様、この後の進行をよろしくをお願いいたします。

【内山二郎氏】

皆さん、こんにちは。ご紹介いただきました内山二郎と申します。

今日は、このタウンミーティングの進行役、ファシリテーターとしてここにまいりました。どうぞよろしくをお願いいたします。

今、阿部知事のほうからもごあいさつがありましたけれども、子どもの性被害をどう守っていったらいいのかということは、現在の長野県の大きな課題であり、喫緊の問題としてあります。

この問題に対して専門委員会、それから県民会議の検討チームから提案がありました。それを受けて、9月末に県としての取組みが公表されて、後ほど詳しい説明があると思っておりますけれども、早急に実施する取組みとして、子どもを性被害から予防する取組み、それから2番目に、被害者支援の取組み、それから3番目として、県民運動活性化の取組みなどが整理されました。

そして、子どもの性被害防止のための条例制定については、県民の様々な意見があり、条例制定という踏み込んだ取組を行うには、もっともっと幅広い県民の議論と合意形成が必要ではないかということで、「慎重に検討する取組み」として整理がされました。

今日のタウンミーティングでは、こうした状況を受けて、旗上げアンケート方式で県民の多様な考え方や思いを自由に発言していただいて、そうした、この議論を通じて、子どもを性被害から守るための県民の県民意識が共有されて、県としての政策判断の方向性が少しでも見えてくればいいかなと思っております。

この県政タウンミーティングでは、参加者の皆様の考えを「旗上げアンケート」により回答していただきました。

方法は、5つの選択肢のある設問について、選択肢ごとにあらかじめ色を指定し、ご自分の考えの当てはまる選択肢に該当する旗（色紙）を上げることで回答してもらうものです。その回答結果をもとに会場全体で議論を進めました。

このやり方、ルールですけれども、皆さんの資料の中に色紙が入っていると思います。まずピンクがありますね。ピンク、タウンミーティングの次第という、これをちょっと出しておいてください。それから水色、「子どもの性被害とは」という、これは水色です。これ、出しておいてください。それから黄色、これは何だ、これはあまりゾッとしませんね、私の紹介の紙ですけれども、黄色があります。それから緑がありますね。タウンミーティングアンケートというのがあります。それからこの封筒、これをちょっと出しておいて、これを白とします。

というふうにしてやるんですけれども。（事務局に対し）ちょっと1つ目の設問を出してみてくださいますか（スクリーンに1つ目の設問を表示）。例えば、今日は設問、4つ用意してありますけれども、例えば「あなたは、子どもの性被害の現状をどうお感じですか」というようなのが、まず設問1としてあります。

そして次の画面を出してください。そして、今、言いました5枚の選択肢、「改善している」と感じる人はピンク、「やや改善している」と感じる人は水色ですね。それから3番の黄色は「変わらない」、それから4番の緑は「やや悪化している」という人は緑。これ5番の選択「その他」となっていますね、これ。5番がいつも、白はいつも「その他」なんです。そして、この4つの選択肢に自分がぴったりくるものがない場合は「その他」というふうにするという、こういうルールで行きたいと思います。よろしいですか。4つの中に収まり切れない、いろいろ多様なご意見があると思いますので、それを大事にしたいというふうに思います。

すみません、初めからちょっと混乱が起きていますけれども。何か今日のミーティングは重い不穏な空気がという感じがしますけれども。5番です。「その他」です。このその他の意見というのがとても大事で、これは自由な意見を皆さんからお聞きするという選択なんですけれども。

それでこれを、いろいろなご意見があろうかと思いますが、あえて自分が特に感じる色を1枚選択して上げるというのをルールにしたいと思います。そして、これを今日の全日本野鳥の会県庁支部の皆さん、ちょっとこちらに出てきてください。これだけですから、1組で大丈夫でしょうかね。いいです、皆さんのルールでやってください。

それで、この皆さんがその色紙を数えて、そしてオペレーターのところへ報告に行きます。そうすると、あっという間にそれが数値化されグラフ化されるという、そしてそれを見ながら、私のほうで皆さんのところにインタビューしながら議論を深めていくという、そういうやり方です。よろしいでしょうか。

設問1：あなたは、子どもの性被害の現状をどう感じですか？

回答：①（ピンク）改善している ②（水色）やや改善している ③（黄色）変わらない
④（緑色）悪化している ⑤（白）その他

それでは、「あなたは子どもの性被害の現状をどう感じですか」ということであります。「改善している」はピンク、それから「やや改善」は水色、それから「変わらない」は黄色、「やや悪化している」は緑、それから「その他」ということになります。いいですね。

はい、上げてください。（職員に対し）それで数えてオペレーターのところへ報告に行ってください、よろしいでしょうか。それでは、数え終わったらオペレーターに伝えてください。ありがとうございます。どうしましたか、いつも機敏な県庁の職員がちょっといろいろになっていますね。

設問1の結果（単位：人）

①（ピンク）改善している：0 ②（水色）やや改善している：0
③（黄色）変わらない：7 ④（緑色）悪化している：21 ⑤（白）その他：6

そして、数字が入ってグラフができると。数字が入ってグラフができる。①、②はゼロなんですね、それも入れておいてください。そうしないとわからないですね。①、②がゼロで、③、④、⑤ということでもありますけれども。

この場合、私のやり方としては、「⑤その他」という意見をととても大事にするんです。その辺、白がいらっしやいました。この辺、白だったですね。何色を上げられましたか、白ですね。

【参加者：女性A】

性被害の言葉の持つ意味がはっきりしない。そして数字も、自分の中ではどのくらいあるのかとか、何を性被害と持つかというか、それは自分の中でもそういう認識がないのでわからないということでその他です。悪化しているとも、良くなっているとも言えない。

【内山二郎氏】

性被害というのは、大体どういうことなのかという概念がわからないと。

【参加者：女性A】

概念というか、私は養護教諭でしたが、自分では性被害という実態に遭ってきたことがないです。学校で働きながら、はい。

【内山二郎氏】

わかりました。はい、白。

【参加者：女性B】

白です。私も3月に退職した養護教諭ですが、比べるべき3年前の実態が、子どもの性被害の状況がまずわからないのに、今、悪くなっているのかということもわからない。聞き方が、「深刻になっている」とかという聞き方だったらすぐ答えられると思います。本当に深刻になっているという感じは受けますが。

【内山二郎氏】

悪く、悪化しているという感じがわからないと。

【参加者：女性B】

ええ、そうです。数的にはわからないですから。

【内山二郎氏】

わからないんですね。はい。

【参加者：女性C】

私も今と同じなんですけれども。やっぱり良くなっていないと思うんですけども、本当にそれがどのくらいどういうふうなんだということがきっぱり言えない、そういう状況に思います。

【内山二郎氏】

きっぱり言えない、現状が、実態がよくわからない。

【参加者：女性D】

同じです。対応について悪くなっているというふうに感じています。

【内山二郎氏】

対応。

【参加者：女性D】

はい。被害に対する対応。

【内山二郎氏】

被害に対する対応が悪くなっていることで、あの設問に直接、いいか悪いかということではなくてね。

そのほか、白を上げられた方は。いいですか。突然、行きますけれども、何色を上げられましたか。緑ですか。

【参加者：男性A】

ただ実感として、私が携わっているわけではないんですが、いろいろなマスコミとか、そういうところで、随分ひどくなっているなというふうな気が、感じさせられますが。

【内山二郎氏】

マスコミ、報道などを通じてそういうことは実感、感じるという、悪化しているということを感じると。

【参加者：女性E】

緑を上げました。私もニュースで聞く回数が多いのかなというふうに感じて緑にしました。

【内山二郎氏】

ニュースで、非常にそういうことを頻繁に聞くということですね。

【参加者：女性F】

白です。私も実態というのは自分でつかめるのは、報道で出ている分だと思っているんですけども、報道で性被害の事件、出た場合、数が多いなと思ったときには、表沙汰にした人が多いんだという捉え方でしか見れないので、暗数ですよ、性被害はなかなか表沙汰にする人が少ないと思っておりますので。

だから、その出たものが全部ではないと思っているので、ちょっとその点があります。

【内山二郎氏】

マスコミなどで取り上げられている、そのことが全てではなくて、その水面下にもっともっとあるのではないかということですかね。

【参加者：男性B】

緑です。この資料にもありますけれども、この資料の内容、またマスコミ等の報道からしても、今のインターネット、スマホ等でかなり、それが入り口で被害になっているということを聞いていますので、かなり悪くなっていると思います。

【内山二郎氏】

悪くなっていると。次、お願いします。

【参加者：女性G】

緑色を上げました。

【内山二郎氏】

緑は悪化していると。

【参加者：女性G】

はい。私、大学生なんですけれども、サークルで中学校、高校の性教育について活動をしているんですが、そこで実際に子どもたちと会話をする中で、性被害の数が多いなという感じています。

【内山二郎氏】

活動している。どういうサークルなんですか。

【参加者：女性G】

中学校や高校に対する性教育の活動をしています。

【内山二郎氏】

性教育の活動をしていて、そこで実際、現場ではどうですか。

【参加者：女性G】

実際に子どもたちから相談を受けたときに、そういうことが、そういう被害に遭ったことがあるという子どもがとても多いので、はい、悪化していると感じました。

【内山二郎氏】

多いと、なるほど。

【参加者：女性H】

緑ですけれども。インターネットの発達、普及、発達が多くなって、それに伴って、そういう事案が多いということをお聞きしています。

【内山二郎氏】

インターネットの発達という社会的な背景の中で、悪化していると。

【参加者：男性C】

緑です。先ほどの方と同じで、インターネットとかが、新しい形の被害というか、そういったことが多くなっていると。

【内山二郎氏】

悪化しているという方々、非常に多いわけなんですけれども。

「変わらない」という黄色の方もいらっしゃいます。黄色を上げられた方はいらっしゃいますか。

【参加者：女性 I】

私も黄色を上げたんですけれども、どっちかという、やっぱり実態がわからないので、そんなに変わりなく、昔も今もあるんじゃないかなという。

【内山二郎氏】

なるほど、昔もあったし、今もあるということですね。他に黄色いらっしゃいましたか。

【参加者：男性 D】

私も変わっていないのではないかというふうに思います。というのは、今までは暗数としてはあったけれども、それが表に出てこなかっただけで、今回、子どもたちの問題が取り上げられるようになって関心が深まり、それでマスコミがそれを積極的に報道されるようになったことで多くなっているように見えるけれども、昔からやっぱり人間の意識は変わっていないで、大人たちの意識は変わっていないで、やっぱり非常に墮落した男が、こういう事件というのは昔からありましたので、やっぱりそういう被害は、多分、暗数としては昔からあると。変わっていないで、あったんだと。

【内山二郎氏】

ないのではなくて、あるんだと。

【参加者：男性 D】

あったのではないかというふうに思っています。それを関心が高まったから目に触れる、というふうになったのではないかと思っています。

【内山二郎氏】

ということで、③と④、「変わらない」「悪化している」、それからその他いろいろな、わからないという、実態がよくわからないというご意見も多かったように思いますけれども。

これ、県のほうの取組としては、どんなふうにとまめられていますか。

【次世代サポート課長 青木隆】

県の次世代サポート課長の青木隆と申します。よろしくお願ひいたします。

皆さんのお手元にお配りしてございます「子どもを性被害から守るための県の取組み(案)」をご説明申し上げたいと思います。

1 ページ目の中ほど、1、子どもを取り巻く環境の変化では、長野県はこれまで全国の都道府県の中で、唯一、青少年保護育成条例を持たず、住民運動、事業者の自主規制、行政の啓発によりまして、地域ぐるみで青少年の健全育成に取り組んできた伝統がございます。

しかしながら、大人のモラルの低下、インターネット等の情報通信機器の飛躍的発展、普及などによりまして、子どもを取り巻く環境が大きく変化し、その成長発達に悪影響を

与えていくとの懸念もございます。

また、自己肯定感が低い子どもや居場所のない子どもが寂しさから性行為に安易に走ってしまい、性の被害者にも加害者にもなりやすいとの指摘もございます。

さらに伝統ある青少年健全育成県民運動は、認知度の低下、活動のマンネリ化等で、活動が低下してきています。

2番、子どもの性被害の現状では、(1) 県民の皆さんの実感についてということで、平成25年6月に実施しました県政モニターアンケート調査では、2ページをお開きいただきたいと思いますが、図1のとおり、半数近くの方が「悪化している」、「深刻な状況」と回答しておりまして、また、平成26年6月から8月に県民会議が実施したセイフネット講座に参加した保護者等を対象としたアンケート調査でも、図2のとおり、6割以上の方が同様に回答しております。

2ページ(2)福祉犯の状況では、少年の福祉を害する犯罪を福祉犯と呼んでいますが、児童買春、児童ポルノ禁止法以下、5つの法律のうち、子どもの性被害関連の犯罪での検挙人員を表とグラフでお示ししています。

平成11年と平成25年の検挙人員数を見ますと、全国の状況というのが表1の2段目にございますけれども、増加率で見ますと、41.3%でございますけれども、その上の長野県の増加率というのは、213.3%と際立っております。

また、3ページの(3)他県における青少年保護育成条例による検挙の状況については、長野県を除く46都道府県で、全てで青少年保護育成条例が制定されておりまして、また、その全ての都道府県で、淫行禁止と深夜外出禁止の規定を設けています。そのうち、新潟県の深夜外出禁止規定を除きまして、処罰規定がございます。平成15年以降の検挙人員を図4で、淫行は棒グラフ、深夜外出は折れ線グラフで示しているところでございます。

また、(4)子どもの携帯メールに関する意識等については、平成25年7月に、県教育委員会が児童・生徒を対象に行ったアンケート調査の結果、4ページの図5のとおり、会ったことのないメール相手と実際に会ってもいいと思っている中学生は約3割、高校生は約5割もいます。

また、表2のとおり、実際に会ったことがある高校生は5.9%もいて、その理由は「ひまだったから」が41.5%、「相手のことをもっと知りたかった」からが35.4%でした。

その下の(5)現行の法律で取り締まりが困難な事例として、県警少年課の調査では、平成25年1月から平成26年8月までで、16件19人を確認しているということでございます。

続きまして、県のこども・若者担当部長の山本のほうから、状況をご説明申し上げます。

【こども・若者担当部長 山本京子】

皆様、こんにちは。こども・若者担当部長をしております山本京子と申します。

私はこの3月まで児童相談所におりました。5年間ほど通算しておりまして、その中で、性加害、あるいは性被害のお子さんたちの相談にも乗ってまいりました。

児童相談所は、大きく分けて家庭内での性被害、要するに性的虐待ですよね。それと他人から、あるいは保護者でない人たちからの性行為、そういった性被害を受ける、つまり、

家庭内と家庭外と両方の相談に乗っているわけでございます。

ただ、なかなか家庭内の性虐待というのは、親のことを子ども自身が言うとか、家庭内のことを明らかにするというのはいずれもハードルが高いものですから、相談に実際来る数というのはごくごくわずかだと思っております。

ですので、いわゆる性交渉というよりも、例えば性交渉場面を見せられたとか、ポルノの被写体にされたとか、そういうのを含めても、虐待の中の相談の1%ぐらいしかないというぐらいに、とても隠れた存在でしかないんです。

そういう中で、見ていて経験したことをちょっとお話し申し上げたいと思っておりますけれども、他人との関係で性交渉を持ってしまって妊娠してしまった。中絶するにも間に合わないみたいな、そういうのも本当にあったんですが、1回起きただけで相談に来るという人はまずいないんです。何回も何回もそういう被害に遭ってしまって、家庭でもどうしようもない、学校でもどうしようもない、やっと児童相談所に来るとか。あるいは、自傷行為です。リストカットをしてしまったとか、破れかぶれになってしまったり、あるいは非行です。夜中も家出したとか、あるいは中学生でピアスして髪の毛を染めて、それで家へ帰ってこない。相談に来た。相談に連れてきた。それで児童相談所の職員が丁寧に丁寧に話を聞くと、実は破れかぶれになったきっかけというのが、性被害を受けていた。それでも私なんかどうなってもいいやみたいになってしまったり、どうなってもいいやという反応を起こしたときに2つのパターンがあって、自暴自棄になって自分を傷つけるパターン、それと学校の規則とか勉強どころでなくて、本当に遊び回ってしまって、また次から次と出会い系サイトか何かで、また男の人と知り合ってしまったみたいな、そういう家庭というのは、家庭の力も確かに弱いんです。そのお子さん自身も若干ハンディがあったり、学校の勉強なんてつまらないみたいな弱い方も中にはいるんです。

実数的に児童相談所でそれに特化した統計があるわけではないので、正直いって、増えているかどうかというのはわからないんです。でも、そういう深刻な事例、しかも出会い系サイトで知り合ったような事例があることは事実だし、それによって、一生を棒に振ってしまうような、本来であれば、中学、高校生活を楽しんで人生を送っていけるはずなのに、そこでつまづいた、あるいはつまづかされたばかりに、自暴自棄になってしまう子どもがいるということは事実なんですよね。それをどうにかしたい、救いたいんです。お集まりの皆さんも、日曜日のこの時間にわざわざ来てくださるということは、おそらく皆さんもどうにかしたい、救いたいというお気持ちでいっぱいだと思います。

そういうお子さんを救うために、長野県として何ができるか。私どもとして何ができるかということを考えていきたいなというふうに思っています。

すみません、そんなことで、まとまらない話で、よろしく申し上げます。

【内山二郎氏】

ありがとうございます。という県の取組、県の考え方を説明してもらいました。現状です。現状と、それから県としてどう考えるか。

今のご意見に対して感じられること、それから質問などありましたら。

【参加者：男性E】

すみません。知事さんとのタウンミーティングでお話をするというつもりで来ているんですが。これからどういう進行なんでしょうか。

【内山二郎氏】

これから、こういう形で進めていながら、適宜、知事にもマイクをお向けしたいと思っています。

【参加者：男性E】

私たちの意見も発表させてもらいたいと思うんですが。アンケートに答えて、はい、どうですかというのではなくて、私はこう思っているということを言わせてもらいたいです。

【内山二郎氏】

それがこれからなんです。今、やりました。それで、皆さんはこれをどういうふうにお考えですかという、そういうことに、段階になっていきます。

【参加者：女性J】

私、長年、学校の教育現場で養護教諭をしてまいりました。現場にいたときも、たくさん性の相談を受けてきましたけれども、今、町で相談活動をしています。まちかど保健室というのを松本市でやっています。今、山本さんから話しありましたような、そういう子どもたちの相談もあります。

本当にそういう子どもたちと向き合って、丁寧にお話しをしながら、その中には性教育も含めた話をしていくんです。その、ある高校生が、自分は今まで本当に自暴自棄になっていたんだけど、やっぱり自分はこのままではだめだというところに気がついてもらって、それで、定時制高校に今、通い始めて、新たな目標を持って、今、頑張っている子もいるんです。

やっぱり基本というところはきちんと、自分はどういう生き方をしたいのかということを知ることだと思うんですね。それは本当に性を語ってあげることだと思うんです。そこにきちんとした性教育が含まれてくれば、そういう子どもたちもちゃんと自分を取り戻していきますし、いく力も十分あると思います。

ですので、私はぜひそういう支援とか、学校の性教育とか、そういうことをもう少しみんな丁寧やってほしいなということを思いますけれども、以上です。

【内山二郎氏】

性教育、子どもの性教育をもっと丁寧にやっていくということですね。

【参加者：女性K】

関連して。私も3月に退職した養護教諭ですが、長い間、子どもたちと、33年、性教育を進めてきました。

この報告書の中にもグラフが挙げられていましたが、平成14年のところで、福祉犯検挙人員の推移という2ページのところなんですけれども、平成14年を一番低くして、それからだんだん増えているんです。この平成14年というのは、ご存じの方もいらっしゃるかと思いますが、東京の七生養護学校という学校で性教育を過激だというふうな、今の国会議員になっている山谷えりこさんが言ったことが発端で、学校の性教育がすごく後退してきた年でもあるんです。

この報告書の中を見ていただくとわかるんですが、外部講師を呼んで性のことを学ぶみたいなことは載っているんですが、学校の性教育をより充実して、それで学校の教師が自由に創造的に教育をしていこうという文言は一つもないんです。

ですから、性教育を十分にやって、子どもに選ぶ力をつけさせる。嫌だよ、これはおかしいという力をつけさせて初めてどうなのかということだと思うんです。それが不十分なところへ持ってきて、この淫行処罰、それを条例の中に入れるか入れないかという議論というのはちょっとおかしいと思うんです。以上です。

【内山二郎氏】

ちょっと知事に聞きましょうか、ここで。

知事、その性教育、要するに一番もとになる性教育が後退してしまっているというようなことが、やっぱりこの問題の非常に大きな根幹にあるのではないかと。

【長野県知事 阿部守一】

そうですね。ちょっと多分、話がどんどん先へ行き過ぎてしまっている感じがしているんですけれども。

教育の話は、これは今の県としてまとめているこの取組み案の中でも、予防の取組みということで位置づけていこうという形にしています。ただ、この表現が性被害を防止するための教育みたいな話になっているので、いや、それは性教育とは違うのではないかみたいな形で言われることもあるんですが。インターネットの環境とかがいろいろ広まっている中で、ちょっとその性教育の定義とか概念を多分、共有しないと難しい話になるのかもしれないかもしれませんけれども。性被害に遭わないための教育というものは、ここは性被害を防止するための取組ですから、そこをしっかりと位置づけていこうという形になっています。

で、性教育そのものについては、これは教育委員会のほうでもやっていくという形で私は理解していますので、教育委員会も来ているので、ちょっと教育委員会のほうで、少し今の考え方を説明してもらえますか。

【保健厚生課長 宮下朋子】

教育委員会事務局保健厚生課長の宮下と申します。学校における性に関する指導を担当

しております。

皆さんご存じのとおり、学校におきましては、学習指導要領によりまして性教育を行っているわけなんですけれども、体育とか保健体育によるもの、また特別活動というような形で、性に関するものを行っているところです。

当然、子どもたちの発達の段階を踏まえまして行っているところなんですけれども。学習指導要領の中には、やはりまだちょっとここら辺の部分のところを教育するのは早いのではないかとというようなところもありますので、それぞれの学年によって、発達の段階を踏まえたりとか、学校全体の共通理解を図ったりしてということで行っているわけなんです。いわゆる授業としての集団指導のほかにそれぞれの、同じ学年の中でも、お子さんの発達段階が違っているということがございますので、それぞれのお子さんの発達段階に応じた個別指導というようなところも行っているところです。

先ほど、今まで養護教諭でやっていらした方のお話しもあるかと思っておりますけれども、当然、問題がある方に関しましては個別指導をしっかり行っていくということが必要だと思っております。

その辺につきましても、昨年、性に関する指導の手引きというようなものをつくりまして、今の現状等を踏まえた内容のものをつくっていったところがございます。今年度からこれを使ってやっているところでもありますので、今、実際にやっているところで、もう一度、検証などをしていって、その中で、個別指導についてもどのような対応をしていくかというのは、教育委員会としても、先生に対する研修等も行っていって進めていきたいと考えております。

【内山二郎氏】

はい。性教育の重要性ということで、ご意見ありました。後で、どうすれば、その防ぐための性教育をきちんとすることができるかという議論も起こってきますので、とりあえず次のクエスチョンに行って、そしてまた議論を深めていきたいというふうに思います。

2つ目のクエスチョンを出してください。性被害から守る対象としての「子ども」とはどこまでと考えますか、何か難しいですね。

設問2：性被害から守る対象としての「子ども」とは、どこまでと考えますか？

**回答：①（ピンク）小学生まで ②（水色）中学生まで ③（黄色）高校生まで
④（緑色）20歳未満 ⑤（白）その他**

選択肢は、性被害から守る対象として、ピンクの「小学生まで」がピンク、それから「中学生まで」が水色、それから「高校生まで」が黄色、それから緑色が「20歳未満」、5が「その他」というふうになっています。

ちょっと旗揚げでいきたいと思っております。はい、どうぞ。

設問2の結果（単位：人）

①（ピンク）小学生まで：0 ②（水色）中学生まで：1 ③（黄色）高校生まで：17
④（緑色）20歳未満：8 ⑤（白）その他：6

よろしいですか。結果が出ました。1のピンクはゼロですね。それから2の水色が1人ということですね。それから黄色が17人「高校生まで」、それから緑色の「20歳未満」が8人、それから「その他」が6人ということですか。そういう感じでありますけれども。

「その他」を少し聞きたいと思います。「その他」、白です。

【参加者：女性A】

年齢で書いていただかないと本当はちょっとわからないんですね。高校生になっていないお子さんもいたり、中退していたりということなので、それで「その他」にさせていただきました。年齢で。

【内山二郎氏】

年齢で書いたほうがわかると。他に「その他」の白を上げられた方はいらっしゃいますか。

【参加者：女性B】

大学、さっき性教育を中学校、高校でやっていると言ったんですけども、実際に大学にも行ったことがあって、そこでも被害を受けている人も多くいたので。

子どもというと、ちょっと皆さん、認識が成人までとかと思ったりすると思うんですけども、私は学生になっている人まで、大学にも実際に受けている人もいるので、年齢で区切るという、今、意見があったんですけども、22歳とか24歳でも、子どもというふう感じられないんですけども、そういうのも必要ではないかなと思いました。

【内山二郎氏】

年齢でくくって整理したほうがわかりやすいと。

【参加者：女性B】

いいかなと思いました。

【内山二郎氏】

わかりました。そのほか。

【参加者：女性C】

すみません、質問の意図がわからないんですが。もっとみんなで意見を交換する時間を取ってもらわないともったいないです。

【内山二郎氏】

はい、わかりました。一応、これ質問をつくっていただきましたので、これでいきたいと思いますけれども。

どのくらいまでを、その被害を保護する、被害から守る対象とするかということなんですけれども、一応、こんな結果が出ました。

では、これについて少しご意見を聞きたいと思います。

【参加者：男性A】

やはり、今、「高校生」ということで出たんですけれども、やはり年だと思うんです。児童福祉法では、やはり18歳ですから、そこは私は区切りかなというように思っています。

【内山二郎氏】

18歳という区切りということですね。

【参加者：女性D】

「高校生」というふうにしました。年齢は細かくは確かにわからないところはあるんですが、逆にそれより上で、上のところになれば、自分で決めて、自分で、自分の力でイエス・ノーが言えて、守ってもらうのではなくて自分でやっていく、そういうことになっていくんだと思うんです、その上になると。では、その前というのはどこまでかなとしたときに、高校生だなと。

【内山二郎氏】

高校生と。

【参加者：男性B】

私は「中学まで」にしました。唯一なんですけれども。民法で、16歳以上は結婚ができるということに、女性は結婚ができるということになっています。恋愛の自由は承認されておりますので、その前の段階でやっぱり保護される段階は脱するのではないかと。

やっぱり16歳ぐらいになったら、今の日本では、やっぱり自分で物を考えて行動できるくらいの、やっぱりそういう人になりなさいということをそれまでに準備するというので、やっぱり中学生ぐらいかなというふうに考えました。

【内山二郎氏】

そのためにも、さっき言った性教育の重要性というのがそこに結びついていくわけですね。はい、また後でその問題も出てまいります。

【参加者：女性E】

黄色の「高校生まで」ということにしたんですけれども、年齢で出ていなかったのも、高校生までにしたわけですけれども。

性教育とか、今、皆さんからおっしゃったようなことがあります。そういうのとか、今のネット社会の関係も踏まえて、そのネットモラルだとか、リテラシーだとか、自分を守るということで、きちんとその年齢までの間に、子どもたちが自分が自分を守れるような体制に社会の中でつくって行って、そこまでを高校生ぐらいの間にしていかなければいけないと私は思うので、そこまでだと。

【内山二郎氏】

高校生と、一応。

【参加者：男性C】

守ってほしいほうの方たちは、いつまで守ってほしいかということが極めて重要で、大人側のほうで、あなたたちを守りますよとか、あなたはもうその期限が過ぎましたというふうに決めることが果たしてどうなのかということが非常に重要なのではないかと思います。

これはあくまでも大人が押しつけるという観点でとっているもので、私はこのアンケートには答えませんでした。

【内山二郎氏】

答えなかったと。答えられなかったと。はい。

【参加者：女性F】

私は高校生と大学生の子どもがいて、今は「高校生」までにしたんですけれども。やっぱり大学生ぐらいは、ひとり暮らしもするので、自分でいろいろなことを判断できる力をつけてほしいなと思っています。

高校生は、高校1年生になるとスマートフォンをみんな一斉に持ち始めて、小・中と学校のほうでいろいろな教育をやっていただいて、それなりに学んでいるんですけれども、高校に行くと、そういう周りの影響でいろいろなことを覚えたり、ちょっと心が不安定になったときとかで、やっぱりちょっと身近でもちょっとしたトラブルをよく聞きますので、高校生まではまだちょっと判断力が弱いというか、そういうお子さんもいらっしゃるの、保護の対象に考えたいなと思っています。

【内山二郎氏】

そういうことで「高校生」と。はい、といういろいろなご意見が出てまいりましたけれども、いかがでしょうか。

【参加者：男性D】

私は法律的に判断して、18歳未満ということが児童ですので、そのところで区切りしました。

【参加者：女性G】

緑を上げたんですけども、今、いろいろ話を聞いていると、ちょっとわからなくなってきました。

【内山二郎氏】

わからなくなってきたと、緑を上げたんですけども、聞いていてわからなくなってしまうと。

【参加者：女性H】

緑を上げました。やはり先ほどの方、こちらの方とおりに、守ってほしい側からの気持ちというところを考えると、やはり緑のぐらいの方からの相談を受けることがありますので、実際にあるということ踏まえると、そのくらいかなという感じがします。

【内山二郎氏】

いろいろなご意見が出てまいりましたけれども、これは青木課長どうでしょうか。県としての整理は。

【次世代サポート課長 青木隆】

すみません、県の取組み案について、先ほどの続きをご説明申し上げたいと思います。それから、最後に、対象年齢についてもちょっと県としての考え方も、現在考えていることについてご説明したいと思います。

取組み案の5ページでございますけれども、3、子どもを性被害から守るための取組みの強化の必要性では、本県の青少年健全育成の取組みにつきましては、これまで他の都道府県のような包括的な規制を行う、いわゆる青少年保護育成条例によらず、県民運動の展開、関係業界の自主規制及び行政の啓発努力を3本柱としまして、長年、県民総ぐるみで地域から子どもたちを見守り、育んできたところでございます。

一方、子どもたちの性被害の現状を見ると、①から③までに記載したとおり、看過できない状況にあるといえ、中でも性被害によって子どもたちが悩み苦しみ、精神的に大きな傷を負っているという現実を私たちは重く受けとめ、具体的な行動に移す必要があります。こうしたことから、これまでより踏み込んだ取組を具体的に行ってまいります。

4としまして、専門委員会の報告を受けての検討結果では、県が行うべき取組みとして、記載のとおり、①から④までの4つに整理いたしました。

①子どもの性被害の未然防止を図るための予防の取組み、②性被害に遭った子どもの救済としての被害者支援の取組み、③青少年健全育成県民運動の再活性化への支援の取組み、そして④子どもの性被害防止に特化した限定的な条例制定でございます。

以下、個別にご説明申し上げます。

(1) 予防の取組みでは、子どもの性被害防止に特化した形で記載しています。(ア) 学校における取組みでは、①では性被害防止の教育といたしまして、学校外の人材を活用して、ネット利用の危険性を教えるキャラバン隊の県立高校への派遣や、6ページにまいりまして、②では、子どもや保護者に対するネット利用ルールづくりの指導、啓発、また③では、県民会議が主体となったメディア指導員の養成等を行ってまいります。

また(イ) 地域・県民運動の取組みでは、①町の保健室等の取組みが県内各地で広がるための支援、また②、携帯電話経由での性被害防止のための事業者との協定締結等を記載しております。

7ページのイ、保護者や地域社会の教育力向上等への支援では、情報通信機器については、子どもの理解度が勝っていることから、保護者や地域社会に対する支援といたしまして、PTA研修会等を活用したメディアリテラシーや情報モラルに関する啓発機会の拡充、県民会議が行っておりますセイフネット講座の充実、また(イ)の「家庭の日」の充実と「ノーネットデイ」の実施ということで、また、毎月第3日曜日の家庭の日をノーネットデイとして周知する取組みを考えているところでございます。

下段から始まります(2) 被害者支援の取組みでは、8ページをお開きいただきまして、全教職員が性被害に関する基本的対応を学ぶほか、スクールカウンセラーなど、専門家による支援体制の充実や、イとしまして、ワンストップ支援センターの設置と書いてございますが、平成28年度を目途としまして、ワンストップ支援センターの設置を進めてまいります。

また下段、(3) 県民運動の再活性化への支援の取組みでは、9ページに「信州あいさつ運動」等、県民会議が行う事業の支援を県として行っていきます。

また、県民会議の財務体質の強化、事業の見直しなど、再活性化への取組みに対して、県として支援を行ってまいります。

(4) 子どもの性被害防止に特化した限定的な条例制定については、アといたしまして、現在までの経過及び条例制定に当たっての課題の整理に記載のとおり、専門委員会からは、法的対応として、教育や被害者支援の施策の実効性を担保する規定を置くとともに、今までの対策の延長では子どもを性被害から守り切れないとの認識のもと、子どもに対する淫行の禁止、インターネット関連及び深夜外出等の制限に限定した、子どもを性被害から守るための条例の制定について、提言を受けました。

それを受けまして、県の法的対応関係ワーキンググループでは、専門委員会の提言した項目についてさらに一步掘り下げ、条例制定に当たって生じる具体的課題について整理を行いました。

整理の結果は、一番最後の14ページの別記に記載してございます。これについては、ワーキンググループの課題整理ということで記載してございますけれども、申し訳ございません、本日はこの説明については省略させていただきます。

9ページにお戻りいただきまして、イ、条例を制定する場合の基本的考え方ですが、専門委員会の提言やワーキンググループの検討を踏まえまして、県として仮に条例を制定す

る場合の基本的考え方を①から④に整理いたしました。

①他県のような包括的な青少年保護育成条例ではないと。②といたしまして、インターネット関連の規制は条例によらない。また10ページでは、③性被害を予防する取組みや、性被害支援に関する規定を条例の中に置く。そして④いわゆる淫行禁止規定につきましては幅広い合意形成が必要ということで、真摯な恋愛を除く、判断能力が未熟な子どもへの大人の性行為は大人の責任として許されないものであるということ、県民の共通認識にしていきたいと思いますと考えております。

具体的には、先ほどちょっと説明を飛ばしてしまいましたが、14ページの中で、県のワーキンググループの考え方として、条例全体に関する事項ということで、14ページの1の(3)子ども(青少年)の範囲についてということで、県の法的対応のワーキンググループでは、青少年の児童の保護を目的とした多くの法律、先ほど会場のほうからもご意見ございました。他県の青少年保護育成条例においては、性に関する子どもたちの身体的・精神的成熟性を考慮して「18歳未満」としています。本県においても、これと異なる特段の事情は見当たらないということで、県の法的対応のワーキンググループでは、18歳未満が適当ではないかということでもございましたけれども、実際に対象としては、県としてまた幅広いご意見を聞きながら、考慮していきたいと思います。以上でございます。

【内山二郎氏】

それでは、少しご意見いただきながら、はい。

【参加者：女性Ⅰ】

すみません、私は38年間、小中学校の現場で働いてまいりました。養護教諭でした。

ただいま青木さんの説明にありましたが、県が考えている性被害と、1番の質問とも関係あるんですが、学校の実態との間に捉え方のすごく差があるのではないかと思います。というのは、ただいま説明を受けたように、性被害を受けた子どもの心のケアとか予防はもちろん大事なんですが、私が38年間働いてきて、大人からの一方的な暴行とか脅迫による性被害を受ける子どもの実例というのは、私が本当に実力がなかったからかもしれませんけれども、そういう子どもたちに出会ってきたことはなかったんです。正直に言って。それよりも、むしろ中高で、現場としては性行為に安易に走っている子どもたちの実態が非常に大変で、そういう子どもたちに学校現場では向き合って、対応していくということが非常に大変でした。

今回のパブリックコメントの中にも、私はそれだけでは足りなかったので、私が10年前に書いたレポートを同封いたしました。それを読んでくださっているかどうか分かりませんが、その中の一文をちょっと読ませていただきます。

「先生、あのさ、ちょっと心配で聞きたいんだけど、昨日セックスしたとき、あその毛に白い卵がついていたんだけど大丈夫かな。」という電話がかかってきました。夏休み中に突然の、しかも要領を得ない電話だったので、会って話を聞きました。

「メールに入ってきた人と駅で会った。しばらくドライブした後、ホテルに行った。初

めての人で名前も知らない。今までにも成り行きで、気分が乗ればあいさつがわりにセックスをすることはあったけれど、どの人からもお金はもらっていない。このときは濡れてこないのに無理に入れられて痛かったから、痛くて嫌だと言ったら、フェラをするように言われて、臭くて気持ちが悪くて息をとめてがまんしてやっていたけれど、吐き気がしそうだった。終わったので慌ててシャワーを浴びて、口の中をきれいにした。心配になって先生に電話をした。「どうしたらいい?」、こういうような現場の実態なんですね。

そういう現場の子どもたちの実態をもっと、教育委員会で今回調べた実態がどうなっているのか、そういう実態を聞きたいと思えますし、そういう実態を性被害というふうに言ってしまうと、こういう子どもたちは性被害というよりも、子どもの意思で動いているような状態なんです。そういう実態をもっと県民の皆様には、私は明らかにしていくべきではないかと。

だから、性被害というのをどこまでを性被害と捉えるのか、守るべき子どもは何歳までかという、こういう質問に対しても、それから、ただいまの青木さんの説明に対しても、何か県が考えている性被害というのと現場とが・・・

【内山二郎氏】

乖離していると。

【参加者：女性Ⅰ】

ええ、そういうふうに（乖離していると）非常に感じて、そのことを本当に県民の皆様には、今の中学生とか高校生の早すぎる性の実態を、もっと明らかにすべきではないかというふうに思うんです。

【内山二郎氏】

なるほど。今、この性被害の実態、現場の非常に生々しいご意見でしたけれども。

こういう実態を県はしっかり捉えた上で、これからのルールをつくらうとしているのかどうかというご意見ですね。これにお答えいただけますか。

【次世代サポート課長 青木隆】

パブリックコメントにあわせて、あとで郵送していただいたレポートを読ませていただきました、全部。あれは以前の話ということでしたけれども、大変、長野県でもこういう状況が起こっているんだなということを改めて知った次第でございます。

子どもの性被害ということで、県のほうで考えているというのは、お手元の資料のほうで、水色の紙で「子どもの性被害」とはということで、ここに記載してございます。

上段のほうに「性犯罪による被害」ということで、法律による、これは本当に犯罪と、犯罪行為になるというようなものでございますけれども。その下段に「性犯罪までには至らないが、意に沿わない性的行為を受けた」ということで、3つほど事例を書かせていただきました。

県としてはこういうものを、今回の取組み案をまとめるに当たっては、性被害と考えたわけでございますけれども。今、いただいたレポートなんかもそうですけれども、ある意味、子どものほうでも、嫌々ながらではありますけれども、行為をしてしまったというもありますし、そうではなくて、何かあっけらかんとしてしまって、そういう性行為を行っているというような実態もあるということも承っております。

そういうものを県としてどうしていったらいいのかと。教育の問題というのも非常に絡んでくるかと思えますけれども、それについても幅広い状況、性の実態の状況等をお聞きしながら、県としても取組みを改めて考えていきたいと考えているところでございます。

【内山二郎氏】

性被害という問題をどう捉えるかというのがとても大きな問題で、今、発表されたような、これを本当に性被害というのか、自分も何かそれに乗じてってしまった、心ならずもってしまった。これを一番初めの問いにありましたけれども、性被害として捉えるのかどうなのか。これを捉えるというふうに考える方、ちょっと手を挙げてみてください。これは性被害だと、よろしいですか。(参加者の多くが挙手しました。)

いや、それは性被害とは考えないという方は・・・(参加者の一人が手で三角を作って挙手しました。) 三角、三角の理由は。

【参加者：男性E】

まだ、その性行為をしていいか悪いかというか、そういったような判断がまだ未熟なんです。そこで子どもというものは、だからそこで自分で判断できるかどうかというのは未熟なので、だからそこが被害と捉えるか、年齢が離れているから、その権力とか、そういった力によって、相手方が一方的にやったとか、そういったのは完全に権力というか、年齢が離れているとか、教師がやったとか、年齢が離れていてそういったような力で、力というか、物理的な力でなくて、そういったような力で被害者というか、その子どもをそういったようにやったという反面と、自分で、子どものほうが自分でそういったようなことにも踏み出していきたい、そういった経験をしてみたいという、そういったところがあるもので、一概に犯罪と全部決めつけられるかどうかというところがやっぱり違うのではないかというところが出てくると。そうですね、はい。

【内山二郎氏】

ということで三角と。性被害という手を挙げられた方が圧倒的に多かったようですけれども、ちょっとコメントを聞きたいです。

【参加者：男性F】

やはり判断が不十分な子どもに、大人の責任としてというふうに考えると、性被害だと私は思います。

【内山二郎氏】

なるほど、大人の責任としてあるまじき行為であると。

【参加者：男性G】

性行為が正しいと思っているのかどうかわかりませんが、そういう教育が全然されてない、それはもう間違いなく性被害ですね。

【内山二郎氏】

性被害、教育がされていない、そういう教育がまずなされていないということに問題があるということですか。なるほど。

【参加者：男性H】

実はこういう例があるんです。中学生のお子さんなんですが、お宅のお父さん、お母さんがいないときに、その家に男の子が何人かと女の子が何人か集まって遊び始めたんですが。遊びが高じてパーティが始まってしまって、セックスのパーティが始まってしまって、それで妊娠をされたんです。けど、その妊娠をされた子どものお父さんが誰かわからない、こんなことがあったんです。

実は子どもたちは性を遊びの一環、遊びの延長として見ている可能性がありまして、お遊びのちょっと高じたというような感じで、そんなようなことが起きているんだというふうに思います。

子どもにやっぱり性行為、性というのはもっと責任があるものなんだということをきちんと教えれば、子どもはわかるはずですが。それを教えていないので、だから遊びなんだと。特に今、まんが本だとか、インターネットで、そのお遊びの要素がいっぱい溢れているわけです。子どもの目にも、フィルタリングをかけても子どもの目に入っていると思います。多くの子どもはそういうものを見て、遊びの一環なんだと、そんな気持ちでこういう行為をしているというふうに私は思っています。

それについて、やっぱり、知人の男性の意に沿わない性交をしたということの一つ問題として挙げられていますけれども、私は女の子どもに対して、段階に応じてですけども、最初からいきなりガチンとしたものを教えると、やっぱりショックも受けるかもしれないので、やっぱり年齢に応じた教育を一貫してやっていく、小学校の低学年から私はやるべきだと思っています。いきなりハードなやつではなくて、順番に、そういうものを組み込んでいくことによって、子どもたちは、自分はこのふうにしてはいけないのだということ判断できるのではないかというふうに思っています。

ですから、私は、悪い男を捕まえるという観点よりも、むしろ一人一人の子どもさんが、自分の性についてきちんと判断、自己責任のもとで判断ができるという、自己決定ができるという、そういう力を身につけてあげたい。だまされて性交してしまったというのも、性犯罪だというふうについてバーンと投げかけるわけですけども、子どもさん一人一人がそこまで、今、達していない。

だから、そういうことこそ私はやるべきであって、むしろ、だから性教育を力を入れて、それで私はこういう条例をつくってしまったら性教育はやらなくなってしまうのではないかと思って、むしろ私はそういう危惧、有害ではないかというふうに、そこまでさえ思っています。

私はもう少しやっぱり教育ということ、時間はかかるかもしれないけれども、時間はかかるように見えるかもしれないけれども、この教育をやっぱり力を入れることによって、一人ひとりの子どもさんがちゃんとわかってくれると。

悪い男を5人や10人、あるいは20人、仮に捕まえたとしても、私は世の中は変わらないのではないかなというふうに、そんなふうに思っています。

【内山二郎氏】

ありがとうございます。はい、関連で。

【参加者：女性J】

お願いします。関連してですけれども、今もこの被害というところにありますように、性交というのも出ていますよね。この性交の教育を文部科学省は公立の小中学校でやってはいけないと、そういうふうに言っているんですよね。

それで、先ほども青木さんのほうから、学習指導要領にのっとして、学習指導要領にのっすると、それできないんですよね。でも、中学1年生では、妊娠、それから出産のところ、それが授業であるんですけれども、でもその過程に、妊娠における過程においては（性交について）取り扱ってはいけないとなっているんですよ。

【内山二郎氏】

学習指導要領で。

【参加者：女性J】

そうです。そうすると、現場では、本当に子どもは知りたいから質問をする。だけど、授業の中ではそのところは扱えないということになると、今度、インターネットで調べるんです。それで、私は「まちの保健師」をやっているんですけれども、その中に、あるおばあちゃんが来たんです。（孫のところに）一斉メールが来たみたいで、セックスをしているところの写真がいっぱい来た。（孫が）おばあちゃんセックスしたいと、おばあちゃんとやっていいかと。それでおばあちゃんが困って、私のところに相談に来たんです。学校でこういうことをやらないんですかと、こういうことを言っているんです。

やっぱり、ここ長野県には青少年健全育成条例がなかっただけに、長野県しかできない、そういう取組みを県教委にやっていただきたい。これは七生養護学校の件でも、判決文の中にあるんです。学習指導要領というものは全ての拘束があるわけではないと。だから性教育は創意工夫を重ねながら、教授法が発展していく。一旦、性教育実践が不適切と否定され、教員に制裁的な扱いがされると、教員を萎縮させる。創意工夫もなくなり、性教育

の発展が阻害される。学習指導要領は催告まで拘束力を持つものではなく、現場の創意工夫と広い裁量に委ねられている度合いが大きいという、最高裁の判決が出ているんです。

だから、これを長野県としてやってもらいたい。長野県から全国に発信してもらいたい。もう全部、日本でも性教育は後退しているんです。そこをぜひやってもらいたいです。

【内山二郎氏】

性教育を。はい。その次にちょっと聞きます。

【参加者：男性Ⅰ】

今もお話が出て、特に学校現場におられて、私もちょっと市のほうの教育委員をやりまして、教員自身が、今、教職員が非常に多様化して、仕事が、非常に難しい状況にある。その中で、また性教育だけどうのこうのじゃなくて、やはり性教育については、学校教育でなくて、やはり家庭まで含めた昔流なこと。それは今、ネットのほうが進んでいますけれども、その辺のところもやっぱり盛り込むべきではないかというように思います。以上です。

【内山二郎氏】

はい。学校における性教育、家庭教育も含めて、もっともっと性教育そのものに力を入れるべきではないかという。

【保健厚生課長 宮下朋子】

性教育にもっと力をとというご意見でございます。

今、お話があったとおり、学習指導要領におきましては、中学校では、妊娠の過程については取り扱わないものとしておりますので、性交等の話は集団的な指導の中では当然行われないうことなんですけれども。

子どもさん自身にいろいろ、成長の今、個人差があるということですので、全てを集団指導で教えるのではなくて、集団指導で教える内容と、個別指導で教える内容を明確にして、それらを関連づけて指導していくことが必要だと思っております。

その中で、それぞれの教員の方の工夫により指導されることもありますし、また県といったしましても、手引き等にそのような状況等も記載していくようなことも、これから考えていかなければいけないと考えておりますので、そのような形で、先ほど別の方の意見もありましたけれども、時間がかかるということもありますけれども、必要な子どもさんに対しましては、個別指導を通じて、丁寧に指導する必要があるというふうに考えております。

【内山二郎氏】

ご意見、いっぱいあると思うので、またお聞きしますけれども。

とりあえず、担当課のほうで旗上げアンケートの項目、用意していただいておりますの

で、これにおつき合いいただいて、あと自由なご意見を皆さんからお聞きしたいと思えます。

それでは第3の設問、「判断能力が未熟な子どもへの大人の性的行為は、子どもの成長発達を見守り、支援する立場にある大人の行動としてどう思いますか」という設問です。

設問3：判断能力が未熟な子どもへの大人の性的行為は、子どもの成長発達を見守り、支援する立場である大人の行動としてどう思いますか？

回答：①（ピンク）絶対に許されない ②（水色）真摯な恋愛以外は許されない

③（黄色）脅しや騙しがなければよい ④（緑色）許される ⑤（白）その他

【参加者：男性A】

これは問題で、大人の対象年齢が何歳かによって全然違ってくると思います。

【内山二郎氏】

ということになる。

【参加者：男性B】

これは質問があまり良くないんじゃないか。

【内山二郎氏】

いやいや、苦勞して考えていただいているんですけども。

【参加者：女性A】

良くない、これは。

【参加者：男性B】

一方的に誘導するような感じがする、これは。素直な議論をみんなですという会じゃないんですか、今日は。

【内山二郎氏】

一応、今日、皆さんの自由な意見をお聞きするというタウンミーティングですけども。

【参加者：男性B】

どうしてこういう質問が来るかわからないんですけど。回答できない。しにくい。

マスコミはこういう質問だったと書くよ、きっと。県の人の手を上げたらどうですか。我々にまじめに聞いてない。

それに対し、我々が意見を言いましょう。変だよ、これ。

【内山二郎氏】

回答ができない、しにくい・・・質問が稚拙過ぎる・・・どうしましょう。はい。

【長野県知事 阿部守一】

これ、一生懸命、県のほうでも考えたので。

まず、この皆さんのほうにお配りしているもので、まず大人の責任という話をどう考えるかというところは、実は非常に難しい問題があると思っています。

ですから、必ずしもこの質問に答える、答えないという話でなくて、先ほど養護教諭の方が実例をおっしゃっていただいて、あのこと自体、先ほどのお話は性被害と見るか、見ないか。発言いただいた方は性被害と見ないとおっしゃったんですね。ただ、性被害だと手を挙げられた方も非常に多くいらっしゃいます。

あそこに書いてある、「判断能力が未熟な子どもへの大人の性的行為は大人の行動としてどう思うか」と、これはまさに、先ほどの話と私は同じ感覚だと思っています。要は、大人側の行動としてどういう感覚か。いや、それはやっぱり許される行為なのか、許されない行為なのか。

ですから、そんなに皆さんが目くじら立てて反論されているんですけども、どこがそんなに怒られるのかというのは、多分、県の職員が理解できていないので、もしそのところが、先ほどの大人の年齢はどうかというのは、実は判例とかから見れば、そこは実は重要な話だと思います。先ほどのご指摘は私は重要だと思いますが。ただ、この設問の総体が、全く論点がとんでもないという話では必ずしもないのではないかというふうに私は思います。

先ほど、これはとんでもないとおっしゃった方のご意見をぜひお聞かせいただければと思います。

【参加者：男性B】

条例を作りたいという人がこういう質問を考えたんでしょ。それはまだ決まっていないという前提で今日のタウンミーティングがあるんだから、こういう質問をするのはおかしい。

【長野県知事 阿部守一】

おっしゃるように、条例をつくる前提ではありません。先ほども、ちょっと誤解があるので申し上げておきますけれども、皆さんにお配りした資料の、この県の考え方の条例のところの9ページのところから、限定的な条例制定についての話がありますが、根本的に、ほかの県が青少年健全育成条例で網羅的、包括的に、あれもだめ、これもだめ、有害図書も規制しようというような条例を、まずつくるという議論をしているわけではないということはまず共有していただきたいと思います。

その上で、ここの10ページのところですけども、先ほど来、教育を含めた予防とか、被害者救済の話をしていきますけれども、10ページの③のところを書いてありますように、仮に条例をつくるということを考えたときには、この子どもの性被害を予防する取組み、

いわゆる、先ほどからずっと非常に強いご意見として出ている教育であるとか、あるいは被害者支援に関する規定を置いていくことを前提に条例を考えましょうと。

メディアの方がいるので言いづらいところはありますが、メディアの報道だけごらんになっていると、県が考えていこうとしている条例、議論している条例というのは、いわゆる淫行処罰規定の話だけという話で伝わっているのではないかと思います。そこはリセットしてください。リセットしてください。もちろんそこも議論します。そこも論点ではありますけれども、ここに書いてありますように、予防の取組みとか、被害者支援とか、要は条例、どうも条例というと、いろいろなところで、私、なかなか十分理解されていないと思うんですが、条例といってもいろいろな条例があります。罰則をつける条例ももちろんありますが、しかしながら、「何々することに努めましょう」という条例もあれば、こういう仕組みで、例えば先般、県議会の皆さんにご理解いただいて「子ども支援条例」をつくりましたけれども、「こういう相談窓口とか救済の場をつくりましょう」とか、そういう条例もあるわけで。条例イコール罰則という発想はまずちょっと、どうもメディアの報道のされ方を見ていると、県民の理解はそうなってしまうと私は思ってならないんですけれども、それだけが条例ではない。ということをもとに共有の土俵にさせていただかないと、多分、話がこじれてしまうと思っています。

で、いわゆる淫行禁止のところをどうするかという論点はもちろんあります。ただ、それだけの条例で考えているわけではないというところは、ちょっとまず引き戻していただければありがたいなと思いますし、話を戻しますと、ここの判断能力の未熟な子どもへの大人の性行為ということについては、これは大人側、先ほどの教育であるとか、予防的な対応というのは、基本的に子どもたち側、守られる側に対するアプローチです。大人に対するアプローチというのは、果たして、要るのか要らないのか、それが多分、この設問の趣旨でありますので。

何というか、これがとんでもないというご指摘があったので、実はそこがとんでもないというのはどこがとんでもないのかというのが、ご意見があればぜひ教えていただければと思います。

【参加者：男性C】

これは完全に答えを聞くこと自体が無意味。判断能力が未熟な子どもへの性行為が許されないのは当然でしょう。だけど、例えば、大人の側の年齢差が例えば21歳でも大人だし、その相手が18歳の高校生でも、それでも判断能力の未熟な子どもに対して成人が、大人がやったということになると、子どもの方からしたら、自分の2歳ぐらい、2歳や3歳ぐらい上の格好いいお兄さん、速水もこみち君みたいな格好いいお兄さんがいたら、ついていきたいなと思ったって当然だし、相手が結婚していたって、石田純一さんみたいに優しい人だったらいいなと思ったって、年齢差があってもいいと思うし。だからそれが年齢差とか、年齢、一方的に年齢差だけでは言えないというか、そういったところもあると。

子どもの成長段階、発達段階によって、18歳くらいでもそういったようなことをやっても、17歳とか、そういったような経験してもいいなとか、自分の自己判断、自己決定能力

ができかけている、まだ未熟かもしれないけれども、一歩進む、一歩進む、一歩進むというか、そういったようなところになっていると。ただ、そこで自分を守る手法というものは、自分を守る手法を身につける。性教育なりいろいろなもので身につけながら、そうやって発達段階を踏んでいってほしいとか、そういったことなんです。

だから一方的に、そこで未熟な子どもときちんとした成熟した大人とか、そういったような考えだけだったら、それは俺みたいな年齢が18歳ぐらいの掘北真希ちゃんをやったら、それはもう犯罪というか、そういった目でみんなに見られるけれども。平愛梨ちゃんでもいいけれども、それをやったらだけ。

そういったところで、だからみんな段階でそれぞれ違ってくると、だから一方的にこれだと、完全に俺みたいなのが平愛梨ちゃんをそういったようにやったとか、そういったように、判断能力がある大人が未熟な子どもをやったりして、そういったものをやっていくといったら、完全に外から見たら犯罪に見えます。これはその答えしかないんです。

だけど、子どもの発達段階と年齢差と、そういったものを全部、そういったものがあるということで、この問題はそういったところで、それを一切、詐称しているということで、その年齢差とか発達段階というものを切っているということで、これはこの質問は不適切だと。

【長野県知事 阿部守一】

発達段階、年齢差の話は、ご指摘の論点は私もあると思います。ただ、これが当たり前のように許されないかという、先ほども、何というか、非常に実態のお話をいただきましたけれども、それは被害でなくて、被害ではないと受けとめていらっしやったわけですよ。だけど、それは大人側の責任はないということではないんですか。

【参加者：女性B】

それが被害であるとか、ないとか、そういうことではなくて、中学生、私は中学校の現場で働いてきたので、中学生の子ども、たまたまこの場合には、その大人との関係を挙げましたが、私が出したレポートの中には、もっと違う中学生同士のいろいろな問題が現場にはそういうことがいっぱいあるわけです。

【長野県知事 阿部守一】

ええ、先ほどのあの未成年者同士というか、そういう話もありました。これは大人、未成年者同士でなくて、これ大人の話の話を聞いているわけですから、先ほどの、子どもたちが集まってという話とは、また大分違うと思います。ただ、大学生と高校生をどうするかみたいな話は、非常に微妙なところがあると思います。

これ設問が出ないところでこういう議論になってしまっているんですが、設問まで見て、これはやっぱり適切でないのかどうかというのをやっぱり議論してもらって、多分、これ、今の話は非常にいいと思います。いいと思いますというのは重要だと思っています、私も。今みたいな話をどんどん出していただく必要があると思いますので、設問も出してもらっ

て、それでちょっともう少し皆さんのご意見を出していただければありがたいと思います。

【内山二郎氏】

稚拙な選択肢かもしれないけれども、とりあえず、まず見てください。それで、いかにそれが問題なのかということをご皆さんからまたお聞きしたいと思います。出してください。「絶対に許されない」という選択肢、それから水色は「真摯な恋愛であればよい」、結婚などを前提としたということですね。黄色が「脅かしや騙しをしなければいいのではないか」、4は「許される」、これもよくわかりませんが。5が「その他」ということです。要するに判断能力が未熟な子どもへの大人の性的行為は、子どもの成長発達を見守り支援する立場にある大人の行動としてどう思うかということでもあります。

一応とってみますか、旗上げで。はい、いろいろなご意見があろうかと思います。上げてください。ありがとうございます。

設問3の結果（単位：人）

- ①（ピンク）絶対に許されない：12 ②（水色）真摯な恋愛以外許されない：2
③（黄色）脅かしや騙しをしなければよい：0 ④（緑色）許される：0
⑤（白）その他：12

これで結果ですか。「絶対に許されない」が12、それから「真摯な恋愛以外は許されない」、これは2ですね。それから3が「脅かしや騙しをしなければいいのではないか」はゼロ。4はなく、5「その他」が12という、圧倒的にその他が多いという結果が出ました。まだ言っていない人に聞いてみましょう。

【参加者：女性C】

私は白にしました。ピンクを上げた方が多かったので、すごく気になったんですが。

仮に子どもを20歳未満として、大人を20歳以上としたときに、どうして10代の子どもが20歳以上の大人の人と性行為をしてはいけないのかがわかりません。

【参加者：女性D】

赤にしました。

【内山二郎氏】

「絶対に許されない」ですね。

【参加者：女性D】

大人のモラルとして。

【内山二郎氏】

大人のモラルとして、モラルとしてね。

【参加者：女性E】

白を上げました。よくわからないですね。その子ども、先ほどおっしゃったみたいに、二十歳未満を子どもとして、結婚はやっぱり16歳でしたか、からは許されているので、そういう場合も含めて考えると、ちょっと何か回答ができないというか、よくわからないので、その場になってみないとというのではっきりとは、絶対に許されないとも、もしかしたらそういうこともあるかもしれないですけども、そうじゃない場合もあるのかなという感じで、そのときになってみないとわからない。

【内山二郎氏】

ありがとうございました。

【参加者：女性F】

白を上げさせていただきました。

先ほどお話しがあったんですけども、その条例についても、では、年が30歳離れていても、それが恋愛であれば、それは私は許されると思うんですね。ただ条例、私はつくっていただきたいと思っているんですが、やっぱり大人のはけ口にやはり未成年が被害に遭うということは、やはりそこが条例をつくってしまうと難しいのかもしれませんが、条例は大人に対してのモラルを守ってもらうための一つだと思うんです。

それで、先ほど性教育の問題が出ておりました。私は、ただ、親です。子どもが4人います。女の子も2人います。ちょうど高校生と中学生の女の子がいます。その中で、先ほど性教育が大事だという、学校教育での性教育が大事だということ、私、それはやはり正しいと思います。

ただ、私が今まで学校を経験してきた中で、性教育に対して学校の管理責任者である校長先生、また養護教育の先生、この先生でも両極端に分かれます。性教育に対して、賛成してくださる先生、全くそれを受け入れない先生、ここもすごい大きいと思うんです。

私は性教育というのは、家庭でのお風呂場だと思うんです。ですので、私も男の子がいました。そうすると、小さいときに、僕にはちんちんがあるのに、どうしてお母さんにはないのと、そのときに聞かれたときに、親が恥ずかしそうにして答えてしまったら、それは子どもは聞いてはいけないことということを学習すると思います。

ですので、私は性教育に関しては家庭ですべきことだと思ってきたので、きちんと、それは子どもが不思議だと思うことには恥ずかしがらずに答えてきました。でも、やはり親全員がそうではないと思うんです。そこで、やはり性教育は学校でも必要だと思います。

ですので、やはり性教育は子どものため、そして条例は大人のためのものであると思うので、この二つが両方うまくかみ合っていていかなければ、何もよくならないのではないかというのを感じました。

【内山二郎氏】

もう一人聞いて、それから自由な、会場から。

【参加者：男性D】

白色を上げました。何というか、よくわからなくなってしまうところがあって、恋愛というのを他人がどういうふうに決めるのかなというのと、あとは、いただいた資料の4ページのところの表2のところ、インターネットで知り合った人と実際に会ったときに、会う理由で「ひまだったから」とか、「おもしろそうだったから」という、何というか、すごく単純な興味本位で出会っている子どもたちというのは、この調査の結果だと多いということがあったりしているので、なかなか、大人のほうが自制しなければいけないと思うんですけども、子どもにどうやってそれを、牽制というか危機管理というか、そういう危機意識というか、そういう見ず知らずの人と会ったときにどうなるのかというところはしっかり、大人が責任を持って教えなければいけないのかなと思います。

【内山二郎氏】

それ大人自身の責任がこの問いではどうあるべきか、大人自身について。

【参加者：男性D】

僕自身は、自分の家族とか親戚がこういう話になったときには、やはり抵抗があると、許されないことだなとは思っているので、自分の家族のことを考えたときには、絶対にとは言えないんですけども、真摯な恋愛とか、そういうことがあると思うんですけども、許されないかなと思いますけれども。

【内山二郎氏】

ありがとうございます。ということでもありますけれども、はい、自由な質問を求めます。

【参加者：女性G】

おそれいます。今までの皆様のご意見を伺いながら、ちょっとすみません、話がいろいろになってしまうので、申し訳ございません。ですので、ちょっとパブリックコメントで挙げさせていただいたことをちょっと読み上げさせていただきたいと思います。

まず、やっぱり性教育が必要というのは、まさに先生方おっしゃっていただいているとおりです。発達段階に即しているものというところは当然ですし、ただ、本当に子どもが性被害を受けています。私は、性被害を受け、過去に子どものときから性被害を受けてきて、大人になってまでも苦しんでいる、精神的にいろいろな疾患を発症してしまっている方のお話、それから近々で、子どもと言われる18歳未満の子どもたちのやはり性被害の話も聞いています。

先生のお話しがありましたけれども、そのときは自分の行為で、意思でというふうに思ったのかもしれない。ですけども、そのときの子どもの心理的な背景を考えてみますと、やはりとても寂しかったり、いろいろな現状があって、そこに走った。なので、後になっ

て、あんなことをしてしまった私が悪い、私は汚いということで、とても苦しんでいらっしゃる方たちがたくさんいます。

そういうことを踏まえますと、やはり子どもを性被害から守るためには、まず子ども自身が自己肯定感を育むための人権教育、例えばCAP（注）CAPとは、子どもたちが、いじめ・虐待・誘拐・性暴力といった様々な暴力から自分を守るための人権教育のこと。child assault preventionの略。）の教育プログラムなど、心身の健康という、また医学的概念に基づいた科学的な性教育が必要と考えます。

単なる教える教育ではなくて、グループワークなどを取り入れた、子ども自身が考える、考えてしっかり判断していかれるという教育が必要ということを考えます。

大切な私の、あなたの体、心ということをもとに、発達心理に基づいた発達段階に応じた、また現実に即したというところをしていただいた性教育をすることで、子どもを被害者にも加害者にもさせないことにつながるのではないかとこのように考えます。

やはり「壁ドン」というコマーシャルですとか、教師と生徒との恋愛ドラマですとか、子どもたちはそういったものに非常に感化されやすいですので、そういったことで誤った情報を取り入れていってしまうことが多いです。ですので、正しい情報を伝えて、子ども自身に考えさせ、正しい判断ができるように育むことが大人の責任であるというふうに考えます。

またあわせて、大人に対しましても性暴力ということに関する啓発活動を定期的に行うことが重要と考えています。わいせつ行為を目的としたもの以外に、子どもを性的な関係を含めた恋愛対象にするという、やはりこれは未成熟であるというふうに思うんですが、未成熟な大人が増加している現状があります。

また、ちょっと職業倫理上というところから考えても不適切だと思われる関係をつくり出してしまいます教師、また塾、スポーツの講師などという方たちがいて、それらの職種の大人から性暴力を受けてこられた方のお話しもお聞きしています。性的なところからではないところから始まって、徐々に性的な関係に持ち込んでしまう未熟な大人の責任であるというふうに考えています。ですので、予防のための定期的な啓発活動、勉強会が必要と考えます。

淫行の条例につきましても、自由な恋愛まで規制されないかという論点があるということですが、恋愛は自由であっても、お互いの立場というものです。そういったものを考えないといけないのではないかと思います。やはり立場が違うということは、力関係が生じます。支配、非支配な関係であったりしますし、そういったことを考えて節度ある行為を、仮に恋愛とした場合には節度ある恋愛をするということも、恋愛をしていく側の大人の責任ということを考えます。

それから、すみません、県のほうでは、ワンストップセンターを設置していただけるということなので、非常にありがたいと思っています。

指導プログラムのことも後で出てくるんですか、はい。

【内山二郎氏】

後で出てきます。もう一人。

【参加者：女性H】

私はこの20年くらい、性教育を考えるサークルに入っていて、毎年全国どこかの塾で全国セミナーというのをやっていて、今年は8月に大分で行われたんですけども、そのときに「教育と条例」ということで話題が出たので、記録をしたものの幾つかが非常に心に残っているので、ここでお伝えしたいなと思います。

その一つは、ほかの県が、県や都とか道とか、長野県以外はこの条例がある。ちょっと中身は違うんですけども、あるので、ほかのところはどうですかと聞いた答えもここには入っています。

大分県も神奈川県のように、これちょっと話題の中で両方出たんですが、この条例があるので補導されると、23時以降、外に出ていた場合とか、カラオケボックスにいた場合とかということで、保護者同伴でもこの時間にカラオケ店にいることは禁止となっている。条例で決められた時刻以降に自宅へ帰るために歩いていると補導されるので、友人宅に泊まる子が増えて、かえって危険になった。これが大分県の方が言ってくれた意見なんです。

ほかには、教育に関する事で、世界各国がH I V感染や望まない妊娠を避けるために教育プログラムをつくってある。日本にはそれがなく、世界の中でめずらしい国だと理解しておいたほうがいい。北欧では、青少年がコンドームを30円程度で買えるようになっている。中学生の男女が産科の内診台に乗ってみる体験学習もある。

成熟した性を手に入れると、誰々さんでなければセックスしないという心を持つように成長するというようなことから、条例については、捕らえることで加害者は変わるのか、被害者は救われるのか、その後、性犯罪が起きないように加害者や被害者を一生見張ることができるのか等を考えると、捕らえることからは何も生まれないのではないか。予防のためには一人一人を性的に成熟させるしかないのではないか、これが大変心に残ったので、関連すると思って。はい。

【内山二郎氏】

ということで、もう条例のことに皆さん、触れられていますけれども。

はい。

【参加者：女性I】

ちょっとお聞きしたいんですけど、4ページのところに、「現行の法律では摘発できなかった事例」というのが載っていますが、「40代の男性が、知人の娘と性交したもの」とあります。

【内山二郎氏】

事例ですね、下のほうの、はい。

【参加者：女性Ⅰ】

こういうことは非常に個人的なことではなかなか難しいと思うんです。だから、本当に条例で縛るということは難しいと思うんですけども。

このことを、この高校生は嫌だったわけですから、嫌なことをされたので、やっぱり被害だと思うんです。これが摘発できなかったということはどういうことだったのか、ちょっと教えていただけたらなと思うんですけども。

【内山二郎氏】

質問ですね。これがなぜできなかったのか。青木さん。

【次世代サポート課長 青木隆】

これは本当にプライバシーもありますので、単純化した記載になっておりますけれども。

現行の法律、一番は、お金の授受があったわけではないですから、児童買春の法律には該当しませんし、それから、児童福祉法というのがあるんですけども、それでも影響力、事実上の影響力がないと取り締まれないという判断がありますので、児童福祉法でも該当にならない。

そして一応、嫌だったけれども、明確な断りをしていないということで、刑法上の強姦罪とか、そういうのも適用されないということで、現行の法律では検挙することはできないという、県警は判断したということをお聞きしております。

【内山二郎氏】

ということなんですが、よろしいでしょうか。

また、この問題も含めて、最後、皆さんからトータルのご質問やご意見をお聞きしたいと思います。

一応、担当のほうで4つ、クエスチョンを用意していますので、4つ目、お願いいたします。

設問4：子どもを性被害から守るために何が必要だと考えますか。（複数回答）

回答：①（ピンク）子どもの性被害の未然防止を図るための予防の取組み

②（水色）性被害に遭った子どもの救済としての被害者支援の取組み

③（黄色）青少年健全育成県民運動の再活性化への支援の取組み

④（緑色）子どもの性被害防止に特化した限定的な条例の制定

⑤（白）その他

「子どもを性被害から守るために何が必要だと考えますか」。これは複数回答でいきましょうということなんですが。

選択肢を、1のピンクは「子どもの性被害の未然防止を図るための予防の取組み」、2の水色が「性被害に遭った子どもの救済としての被害者支援の取組み」、3の黄色が「青少年

健全育成県民運動の再活性化への支援の取組み」、4の緑が「子どもの性被害防止に特化した限定的な条例の制定」、5「その他」となっております。

お付き合いください、すみません。ごめんなさい、一問一問でしたね、複数ですから、ごめんなさい。

それでは、ピンクの「子どもの性被害の未然防止を図るための予防の取組み」ということで、はい、上げてください。ピンクです。これをまずカウントしてください。よろしいですか。

それでは2番目です。これは複数回答OKです。水色「性被害に遭った子どもの救済としての被害者支援の取組み」。よろしいでしょうか。

3番目、黄色「青少年健全育成県民運動の再活性化への支援の取組み」、黄色です。よろしいですか。

【参加者：男性A】

4番は罰則付きなのか罰則がないのか、これはどうなんですか。

【内山二郎氏】

4番、どうしますか。「限定的な条例の制定」、これは罰則つきなのか、罰則なしなのかということは。そこまではなしで、とりあえずということですか。それは今後の問題として考えるということですか。とりあえず限定的な条例の制定、是か非かということであります。はい、緑色。ありがとうございます。

それから「その他」、はい。ありがとうございます。結果が出ました。

設問4の結果（単位：人）

- 回答：①（ピンク）子どもの性被害の未然防止を図るための予防の取組み：28
②（水色）性被害に遭った子どもの救済としての被害者支援の取組み：30
③（黄色）青少年健全育成県民運動の再活性化への支援の取組み：34
④（緑色）子どもの性被害防止に特化した限定的な条例の制定：20
⑤（白）その他：10

では出してください。予防、教育などということで、1のピンクを上げられた方が28。それから被害者支援、これが30。それから県民運動の再活性化34。それから限定的な条例の制定20。その他が10とあります。

その他からお聞きしたいと思います。その他、この辺が多かったような気がしますが。

【参加者：女性A】

加害者の支援。

【内山二郎氏】

加害者の支援・・・

【参加者：女性A】

何というんですか、支援じゃない。更正、教育、ケア。

【内山二郎氏】

ケアということですか。それから白の方、いいですか。

【参加者：女性B】

もう少し具体的に、1、2番で、教育という問題について、県のこれは触れていると思いますけれども、もっとしっかり義務教育、あるいは高校における学校現場での教育ということをもっと大きく打ち出してもらいたい。

【内山二郎氏】

学校現場での教育ということを強調して打ち出してもらいたい。その他、白は。

【参加者：女性C】

今ある機関、児童相談所、警察の、もう少し、罰則を伴わないけれども介入、支援が必要。

【内山二郎氏】

罰則は伴わないけれども、介入、支援が必要であるということですね。白です。白の方、ここら辺もいらっしゃいましたか。

【参加者：女性D】

私、松本市なんですけれども。実は松本市は8年前に、エイズHIV予防啓発協議会というのが立ち上がったんです。それは8年前に、長野県もそうですし、松本市もそうだったんですけれども、非常にエイズが全国的な中で感染者が多いということで、これを何とかしようということで始まったものなんです。

それがずっとありまして、8年たっているんですけれども。今、何がここで問われているかというのは、10代の妊娠・出産が、特に望まない妊娠・出産が止まらないということが問題になってきています。

それで性教育、本当に、この性教育でいいのかというのが議論が始まりました。それで、本当に子どもたちが知りたい、あるいは教えてほしいことから、本当に子どもたちの実態に合った、そういう性教育を本当にみんなで考えていこうじゃないかという、この委員会の中でようやくそういう議論が始まったんです。

それで、そのときに松本市の市長さんがおっしゃったことは、国から、先ほども教育委員会からありましたけれども、国はその指導要領に沿ってやりなさいと、その中身は性交を教えるはいけませんというような、そういう縛りがあるわけです。でも、現実には10代の

妊娠・出産が止まらないということは、そこに触れないと、どうしてもそこに行けないんです。そういう中で、市民の中で、もっと、では子どもたちの実態に合った性教育を進めようということで市長さんがおっしゃったことは、国がいけないと言うんだったら、松本市が独自の指針案をつくって国を変えていこうと言ってくださったんですね。とても心強い意見を言っていました。

ですので、私は阿部知事さんも今ここにいらっしゃるし、教育委員会の方たちもたくさんいらっしゃいますね。ぜひそのくらいの勢いを持って、子どもたちを本当に大事に思うんだったら、命が大事とおっしゃるんだったら、そのくらいの気迫を持って進めていただきたいと要望したいと思います。

【内山二郎氏】

そのほか、白、いらっしゃいましたか、よろしいですか。

【参加者：女性F】

おそれいます。先ほどの加害者のケアということなんですけれども、性犯罪は再犯性が非常に高く、ケアというよりは治療プログラムをお願いできればと思います。

あと加害者の家族の方に対しても、ケアと治療プログラムの実施というところをお願いしたいと。

【内山二郎氏】

被害者と加害者の治療プログラムですか。

【参加者：女性F】

もちろんそうです。加害者の家族に対してもそうですね。

【内山二郎氏】

ということでございます。

そのほか、今日はまだ発言していらっしゃらなかった方もいらっしゃると思いますけれども、今日は、ここから自由に、トータルに、今まで1から4までやりましたけれども、全体を通じてご意見をお聞きしたいと思います。

以降、全体をとおした自由発言

【参加者：女性A】

先ほどから、そのインターネットとかSNSがすごく、今、子どもたちの間で浸透しているというか、もうみんな持っているという感じで。

その性教育もすごく、先ほどそちらのお母さんが言ったみたいに、私も一人、一保護者として言わせていただくんなんですけれども。やはり子どもたちのそういう性教育が必要で、

それはもちろんやっていっていただいて、言ってみれば悪い大人ですよ。私も今回、インターネットでいろいろ調べたら、47都道府県のうち、長野県だけないというのは何でかなというふうに思ったら、何か恐ろしい書き込みがありまして、条例がないと摘発できないケースがあるということ。

その中で、長野県内のホテルに少女を連れ込むことは、条例や法律で違反してしないからそっちへ連れ込んでしまえというような、そんなスレッドもあったというのを聞いて、ああ長野県だけそうなんだというのが、ちょっと、私、怖いなという感じがして。

やはり大人を、悪い大人をあれするために処罰するというか、制裁を加えるじゃないですけれども、そのためにやはり条例が必要かなと思います。

【内山二郎氏】

悪い大人を制裁するためにも条例が必要かなというご意見も出てまいりましたけれども、ご意見どうでしょうか。

【参加者：男性A】

私も、結論を言いますと、条例はあったほうがいいかなというふうに思います。今、どちらのお話しをみんなお聞きしていてごもっともだと思うんですけども。

簡単な考え方をしますと、今、日本中そうなんです、世界中そうなんですけれども、道路交通法というやつがありますよね。あれは交通違反をすると罰金もありますよね。それからペナルティが出てきますよね。それをしながら教育もしていますよね。教習所から講習会から研修会、ずっと安全運転のための講習会を続けつつ、条例もつくってある。あの仕掛けではないですかというふうに思うんです。

一般に利用すれば、有効な方法をみんなが活用して安全に使うために教育をしつつ、罰則も条例もつくる。これが、今の青少年健全育成条例とよく似ていて、性犯罪をする、法を犯す対象の大方の大人。良識のある大人。で、身近な子どもたちが被害に遭う。このためには教育をしなければ未熟が成熟してこないから、子どもたちには教育を施す。教育を施されたにもかかわらず、悪を承知で手をかける大人は罰則を設けなければ収まらない。だからいつも言うような両輪でというのはこういう意味なもので、決して条例が子どもたちを裁いたり、恋愛に介入する警察力というようなものを示唆するものではない。

だから、両方がちゃんと健全に働いてこそ教育であり、健全育成だというふうに思っています。

【参加者：男性B】

私は条例は必要だと思います。というのは、今、警察なんかでは、ネットでもって■■とかあれを調べていますね。それでもって女性を補導しますよね。それで大人はわかればもう罰則になってきますけれども。

だけど、被害者になった女性の場合に、これじゃないんだけど、ここに深夜徘徊とかいろいろありますけれども、こういうのは、今、警察で補導しています。その方たちは、

私たちサポートセンターというか、非常に信大の学生もサポートに入っていますけれども、そういったことによってケアしていますから。

ある程度、条例がなかったらそういうところまで行かないと思います。必要だと思います。

【内山二郎氏】

条例の中身に関してはこれからの問題ですけれども。

【参加者：女性B】

先ほどから教育も大事だという貴重な意見が出されているんですが、学校現場で働いている者だから言えることだというふうに思うんですけれども。

教育委員会の宮下さんも先ほど話しましたが、性教育は学習指導要領に則ってということは再三にわたって言いましたよね。学校の教師はその学習指導要領に則ってやらないと何か罰があるんだと、七生養護学校の判決文を、さっき報告してくれましたが、最終的に、その七生養護学校の判決も勝訴に終わったんですよね。創造的な性教育をやっていい、繰り返し繰り返し、それも早い時期からやってくれということを裁判長が言っているんです。

そういうことを教育委員会のほうの方から、現場の教師に萎縮するようなメッセージでなくて、自由にやって、子どもの実態に合わせて自由にやっていいんだというメッセージをぜひ出してほしいと思います。元気が出ないんですよ、教師が。そのことをもっと一般の人たちにもわかってもらいたい。教育をやればいいとっているんだけれども、現実にはそんなにできないんです。それを本当にわかってもらいたい。

【内山二郎氏】

ということなんです。

【参加者：男性C】

先ほど教育と条例の両輪だとおっしゃったんですけれども。私は条例ができて、この問題を警察任せにするということは、警察がまじめな恋愛か、まじめな恋愛でないかを判断するのは、警察が判断することになってしまいます。警察が調書をつくって、裁判所に回っていけば、検察庁も裁判所もその調書を信用しますので、警察がまじめなお付き合いか、まじめじゃないかというその線引きを警察がすることになってしまって、それは非常に怖いということと、私は警察主導で、そこは判断されるべきではないと思っています。条例をつくるということは、まさにそういうことです、法律的に言うと。

それから、車の両輪だとおっしゃったんですけれども、私は条例をつくってしまえば、教育は後退するであろうと思います。実は、専門委員会の議事を私は傍聴していたんです。そのときに性教育の問題が議題になっていました。それで教育委員会の方が、今の学習指導要領や義務教育では性交は教えないんですということを説明しました。そんなことないだろうとおっしゃる委員が何人もいらっしゃいました。

だから、専門委員会の中で、性教育について認識がないままに性教育の議論がなされていて、非常に上っ面の議論をしていた可能性があるんですけども。今の性教育、学習指導要領では教えるはいけないという、原則、教えるはいけないということになっている。そういう状況をわかっていて、議論されているのか、今、本当に性教育を教えることは各学校、本当に苦労しながらやっっているわけなんです。

学習指導要領がそういう性教育を、やらないという方向で決めてしまってやっているのに、性教育ができるんだというふうに、私は本当にうんと苦労してやってきた人たちの意見をやっぱり耳を傾けてもらいたいと思います。

【内山二郎氏】

ありがとうございます。

【参加者：女性C】

お願いします。私は小学校で養護教諭をしている者なんですけれども、まだまだ経験が浅いので、今日はこういう場で勉強させてもらおうと思って参加しました。

子どもたちに命の学習をやっているんですけども、精子と卵子が一つになって自分が生まれてきたんだという、命の大切さを伝えていく中で、子どもたちからは、どうしても、どうやって精子と卵子は一緒になるのという疑問が必ず出てきます。それは集団で教えることはできない。問題のある子に個別の支援をとということもありますが、問題のある子、問題のない子にかかわらず、全員がどうやって一緒になるの、自分はどうやって生まれてきたんだろうというのは必ず疑問に思っている部分だと思います。

そういうところを安心して教師が教えていかれるような体制を整えていただけると、現場としては非常にやりやすいということ考えています。以上です。

【内山二郎氏】

ありがとうございます。最後、では最後、一人ね。

【参加者：女性D】

すみません、お願いいたします。

今、養護教諭の先生方のほうから、性教育の重要性という言葉がいっぱい出てきたと思うんです。当然、その性教育は本当に大事だと思います。そして、今の性問題の中には、今、本当に切っても切り離せないのが、ネットの存在ということで、インターネット・携帯の問題でも、先ほど言ったように、出てきたアンケートの結果のように、全然知らない人でも会ってみようという子どもたちが、これだけ情報を出しているながらも、そういうことを思う子どもたちがいます。なので、性の問題の教育をするのを、年齢別の系統を立ててやっていくのと同時に、ネットの問題、インターネット、携帯の情報モラルやリテラシーも年齢に合わせた形態をつくっていただきたい。

それを私は育成委員ということで夜回りをしてきました。それと一緒にネットの問題を

ずっと市民の立場で、全国の人たちと手をつなぎながらやっている中でも、京都なんかでも、ネットの問題も性の問題も同じように、年齢別に計画を立てた教育課程をこしらえています。それをぜひこしらえていただくのが一つと、それは当然当たり前のことで、それであると県民運動もとても大事です。ですけれども、それだけでは子どもは絶対守れなくて。私は母親です。自分の子どもがこうなったときに、一生懸命子どもを守ろうとしてやっても、子どもが自分を守るということをしかり身につけていってでも、それをだまそうという大人が今いるわけです。

その大人から子どもたちを守っていくためには、今のこの状態ではだめなわけで、ぜひとも、そのときにはきちんとした法体系を整えてもらって、私たちの大事な子どもをしかりと守っていくように、長野県でもしていただきたいと思います。

【内山二郎氏】

ありがとうございます。質問、ちょっと時間が来てしまいました。

【参加者：女性F】

こんなときでしか質問できませんので、ぜひ教育委員会の方に質問したいんですけども。

先ほどの中に、問題のある子は指導するというふうに分けてというお話しされましたけれども。問題のある子というのはどういう子どものことか、教えていただきたいです。

【内山二郎氏】

ということで。そろそろ時間なんですけど、今、質問が来ましたので、それにお答えいただいて、最後、知事に総括コメントをいただきたいと思います。

【保健厚生課長 宮下朋子】

問題のある子というか、個別指導ということになるかと思うんですけども。

結局、子どもさんの発達段階ということですので、今の例えば性に関することについても、そういうお付き合い等をして性交するような形になってしまうような方がいれば、そういうような子に対しては個別で指導していくという、問題のある子というか、個別指導が必要な子というような形になるかと思います。

【参加者：女性F】

問題、問題と言いますが、性の問題は問題児の問題みたいに聞こえるんですけど。実は、私のところに相談に来る子どもたちは、本当に市内で言えば、優秀なトップ校と言われる、社会がそう認めている子どもたちがほとんどなんです。もう何か月後にはセンター試験を控えている。もうやりたいやりたい、誰か紹介してみたいな、そういうことがボンボン入ってくるんですよ。本当に中学あたりでは、もう優秀でいい子で来た子だと思うんです。こういう子たちは問題の中に入らない子なんです。何を問題と言っているのか、私にはと

ても理解できないんですけれども。問題ではなくて、みんな必要なんです、性教育は。

【内山二郎氏】

お聞きください。今日、タウンミーティングを、こういう形でやって、この方法そのものが無意味ではないかとか、ちょっと方法が違うのではないかというご批判もありました。もっと自由な意見を皆さんから引き出しながら政策決定に生かすという、そういうミーティングの形がよかったのではないかというご意見もありました。

しかし、今日、皆さんと一緒にこの旗上げアンケート方式でやってみて、いろいろな、一つ、1色ではなくて、いろいろな考え方があって、その同じ色の中にも、いろいろなニュアンスのその考え方や感じ方があるんだということが理解できたような気がいたします。

今日、共通して言えたことは、子どもの心をどう育むかという、性教育がまずベースとして一番大事であるということは、これは共通認識としてあったと思います。その後、いわゆるそういう悪い大人をどうするか、そのために条例が必要であるかどうかということに関しては、ちょっと意見が分かれたように思います。

これについてはもっともっと議論を重ねて、県民の合意を得ながら、慎重に政策決定に生かしていただきたいと思います。

最後に知事から、今日のタウンミーティングをどのように受け止められたか、総括的なコメントをいただいて終わりにしたいと思います。

4 知事 結びのあいさつ

【長野県知事 阿部守一】

どうも、今日、皆さんありがとうございます。ほとんど内山さんに全部やってもらってしまったので、私が、私ともっと対話したいという最初のころのご意見もあったので、大変恐縮でありますけれども。改めて、非常に様々な論点があるなという感じで受けとめました。

教育の話は、いろいろ性教育が出ていました。これ学校現場の先生方と教育委員会というのは、そういうことを話す場はないんですか。

【複数の参加者】

ない。

【長野県知事 阿部守一】

ない、何でないの。(教育委員会は) そんなことないと言っていますよ。これ国の学習指導要領にどこまで拘束されなければいけないのかという話もありますけれども。

皆さんと共有しておかなければいけないのは、冒頭の説明の中にもありましたけれども、現実に性被害で苦しんでいる。先ほどのお話しにもありましたけれども、しかも一過性の話ではなくて、生涯苦しんでいる人がいるということを前提にして、どうしていくかというのを考えなければいけないと思っています。

実は、条例というアレルギーを起こすんです。メディアの人が特にアレルギーを起こすんですが、ここはぜひ皆さんには、共有したいのは、さっき言ったように、条例といってもいろいろありますし、例えば、何でメディアの人が青少年健全育成条例に過激な反応をするかという、例えば有害図書、あれは言論の自由との関係で非常に微妙な論点があります。そんなことをやるつもりは長野県はないです。私は有害図書の規制をいまさら周回遅れも、この今ごろインターネットで情報がとれる時代に、有害図書の規制を今から長野県がやるなんていう話をした途端に、世の中の笑いものだと私は思っています。

むしろ、ほかの県でやっていない、ほかの県ではそこまで考えてもいないようなことをしっかり視野に入れながら、本当に何が必要なのかと。それが例えば被害者の救済の視点であったり、先ほど加害者側にもというお話しありましたけれども、やっぱり共に同じ地域で生きる人間として、どうやって支え合っていくのかということの本気で考えなければいけないと、私は思っています。

ですから、何となくイデオロギー的な議論という、ちょっといけないのかもしれないんですけども、何というか、初めからマルかバツかみたいな話で、どうしてもこの議論はなりがちなところに、私は率直に言って、すごく違和感を感じています。ですから、もう少しフラットな形で、ちゃんと一つずつ、順を追って考えていかなければいけない。

例えば大人の責任、あれは条例がいいか悪いかと多分聞いても、今の段階で、私は正直、あまり意味がないのではないかと思っています。なぜかと言えば、条例イコール淫行処罰規定。淫行処罰規定も、いろいろな人と話しをすると、今の現行法でカバーされているのではないかという意見も非常によく聞きます。そういうコンセンサスが共通の議論の土俵がない中で、何というか、条例が良いか悪いかという単純なことを聞いても、多分、意味がないなと思います。

先ほど大人の責任のところも、先ほどのご意見は私、非常に重要だと思っていまして、例えば子ども同士とか、あるいはすごく年齢が近い場合はどう考えるかというところは、一つ、論点として私もあると思いますが。

ただ、はなからだめとか、はなからこれはやらないとか、はなからこれは絶対やるみたいな話で議論を進めていくと、どうもこの問題はうまくいかないというのが私の率直な思いであります。

そういう意味で、今日ご参加いただいた方からすると、非常にまどろっこしいという感じを受けたかもしれませんが、私の思いは、やはりこの問題というのは、非常に重要な問題です。重要な問題でありますし、今日来ていただいている方は、その中でも特に、県民の中でもご関心をお持ちの方だと思いますので、まずはやっぱり共通の土俵に乗った上で、やっぱりこれは必要だとか、やっぱりこれはやめようということを議論していただく必要があるということで、やや隔靴搔痒（かっかそうよう・はがゆい）の感があったかもしれませんが、こんな形でやらせていただいたところであります。

子ども支援条例もつくって、本当に長野県の未来を背負って立つ子どもたちが、あの条例の中でも、議論するときにもやっぱり、さっきもどなたかがおっしゃっていましたが、子ども、自己肯定感がない。自分を大切にしたいと、本当に自分のことを大切にする子

どもたちを、長野県はつくっていかねばいけないと思います。

そういう意味では、ぜひこれ学校の先生方も、性教育の話もちろん重要だと思っています。そこはちょっと教育委員会とまたよく話をしなければいけないなと感じましたけれども。ただ、それだけではなくて、さっき、やっぱり心の悩みを持っている子どもたちにどうやって学校現場で寄り添ってもらおうのか、あるいは、どうやって支援する人たちつないでいくのかということも、これはやっぱり学校の人たちも、教育、教育というところも大事ですけれども、そこだけじゃなくて、ぜひポジティブと一緒に考えてもらいたいなと思っています。

県民運動の話も含めて、本当に長野県、この問題は大きな転換期に来ていると思います。ぜひ多くの県民の皆さんがコンセンサスできるような取組に、私はしていきたいと思っていますし、そのことを通じて、本当に長野県の子どもたちが安心して暮らせるように考えていく。大人の責任というのは、今日議論した大人の責任とはまた違った意味で、皆さんとはやっぱり大人としての責任をぜひ共有させていただきながら議論を進めていきたいと思っています。

内山さんには大変難しい問題のコーディネーターをしていただきまして、大変ありがとうございました。また、今日お越しの皆様方には、パブコメに出していただいた皆さんも含めて、貴重なご意見いただきましてありがとうございました。皆さんのご意見も十分、我々受け止めさせていただきながら、この問題、しっかり進めていきたいと思っております。

皆様方のご協力に改めて感謝を申し上げ、私の結びの、終わりのあいさつといたします。ありがとうございました。

5 閉 会

【広報県民課長 土屋智則】

内山様、どうも大変な進行をありがとうございました。また、ご参加いただきました皆様からは、経験を踏まえた熱いご意見などをたくさんいただきまして、誠にありがとうございました。

それでも、まだ言い足りないことであるとか、この際、強調しておきたいこと、あろうかと思えます。お手元にこの緑色の紙、アンケート用紙になってございます。そういったご意見などを記入いただきまして、お帰りの際に、出口のところのボックスに入れていただければと思います。

それでは、これを持ちまして県政タウンミーティングを終了といたします。長時間にわたりご協力をいただき、ありがとうございました。

暗くなってくる時間でもございます。お車には気をつけてお帰りくださいますようお願いいたします。ありがとうございました。